

一般社団法人 リビングアメニティ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般社団法人リビングアメニティ協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、住宅部品にかかる機能・性能、供給、施工、使用等に関して必要な調査研究等を行うことを通じて、安全で持続できる快適な住生活の実現と住宅部品の機能の確保、品質の向上等を図り、もって国民の住生活の向上と良質な住宅の供給・整備に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 優良な住空間の在り方及びその形成方法に関する調査研究
- (2) 住宅部品の機能、性能に関する調査研究
- (3) 優良な住宅部品に向けた技術、システムに関する調査研究、開発等
- (4) 住宅部品の供給（流通を含む）や施工に関する調査研究
- (5) 住宅部品の使用、利用に関する調査研究
- (6) 住宅部品に関する情報の収集、提供及び優良な住宅部品の普及、啓発
- (7) 政府、関連団体等に対する提言、要望及び意見具申等
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業及び1号から5号に掲げる事業に関する事務の受託

2 前項の事業は、日本全国において行なうものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した住宅部品の製造又は供給を業とする法人
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人、団体又は法人

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。
- 3 法人又は団体たる会員にあつては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（入会金及び会費）

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

（分担金）

第8条 本協会は、本協会の事業を進める上で特に必要と認めるときは、総会の決議を経て、本協会の行なう事業に要する費用の全部又は一部を会員から分担金として徴収することができる。

（退会）

第9条 会員は、理事会の決議を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の7日前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）本協会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。
- （2）本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が解散し、又は死亡したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れない。

2 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会の財産に対し、何ら請求することはできない。

第4章 総会

(構成)

第13条 本協会の総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(種別)

第14条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から理事に対し、総会の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第20条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第21条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第22条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上35名以内
 - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち、1名を会長とし、6名以内を副会長とする。
 - 3 会長、副会長以外の理事のうち、専務理事を1名、常務理事を1名置くことができる。
 - 4 本条の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員の指定代表者又は指定代表者から推薦を受けた者の中から選任する。ただし、理事のうち3名以内及び監事のうち1名以内を正会員以外の者から選任することができる。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を統括する。
 - 5 常務理事は、本協会の業務を分担執行する。
 - 6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された役員又は増員により選任された理事の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

2 役員解任の決議の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、理事会の決議を経て会長が別に定める基準に従って算定した費用を弁償することができる。

(責任の一部免除)

第31条 本協会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第32条 本協会に、顧問3名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、理事会の諮問に応じ意見を述べるることができる。

4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 5 顧問は無報酬とする。ただし、理事会の決議を経て会長が別に定める基準に従って算定した費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、法令又は定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか本協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任及び解職

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から必要であると認めて招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するときは、日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事及び監事に通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第40条 本協会の目的及び事業を遂行するため必要があるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(財産の構成)

第41条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金、会費及び分担金
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 基金
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第42条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第43条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(剰余金分配の制限)

第44条 本協会は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

(事業年度)

第45条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(長期借入金)

第48条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

第9章 基金

(基金)

第49条 本協会は、総会の決議を経て、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還手続きについては、返還する基金の総額について通常総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行なう場所及び方法その他の必要な事項を理事会にお

いて別に定めるものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第52条 本協会の清算のときに有する残余財産は、総会の決議を経て、本協会と類似の目的を有する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第12章 事務局

(事務局)

第54条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第13章 補則

(細則)

第55条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(法令準拠)

第56条 この定款に規定のない事項は、法人法及びその他の法令による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は、木瀬 照雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。